

定 款

テイカ株式会社

定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社はテイカ株式会社と称し、英文では TAYCA CORPORATION と表示する。

第2条 (目的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 化学工業製品の製造販売
2. 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売
3. 電子機器、電気機器及びその部品並びに材料の製造販売
4. 倉庫業及び貨物運送取扱業
5. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びに生命保険募集に関する業務
6. 労働者派遣事業
7. 機械器具の設計、製作及び販売に関する業務
8. 土木、建築工事の設計、施工及び監理に関する業務
9. 観光、娯楽、飲食等の施設の経営及びこれらに関連する事業
10. 不動産の賃貸及び管理
11. 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は本店を大阪市に置く。

第4条 (機関)

当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は電子公告とする。但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は 7,500 万株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は 100 株とする。

第9条（单元未満株式についての権利の制限）

当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 第10条に定める請求をする権利

第10条（单元未満株式の買増請求）

当会社の单元未満株式を有する株主は、その单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求（以下「買増請求」という）することができる。但し当会社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

第15条（招集権者及び議長）

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第16条（電子提供措置等）

当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（株主総会決議事項）

株主総会は法令又は本定款に定める決議事項のほか、当会社株式の大規模買付行為に関する対応方針をその決議によって定めることができる。

第18条（決議の方法）

株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第19条（議決権の代理行使）

株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第20条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、8名以内とする。

当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）は、5名以内とする。

第21条（選任方法）

取締役は株主総会において、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第22条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

第23条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第24条（顧問）

取締役会はその決議によって顧問を定めることができる。

第25条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定められた取締役がこれを招集し、議長となる。

前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第26条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は会日の5日前までに各取締役に対して発する。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

第27条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第28条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第29条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第30条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第31条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第32条（取締役の責任限定契約）

当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第33条（常勤の監査等委員）

監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第34条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。但し緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

第35条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第36条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

第37条（事業年度）

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第38条（剰余金の配当等）

当社は取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

第39条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

（社外監査役の責任免除に関する経過措置）

令和元年6月開催の第153回定時株主総会の終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。

以 上

[施行] 大正 8 年 12 月 22 日

[改正] 昭和 6 年 8 月 24 日

昭和 12 年 8 月 25 日

昭和 15 年 6 月 24 日

昭和 17 年 4 月 17 日

昭和 21 年 11 月 30 日

昭和 23 年 4 月 26 日

昭和 25 年 7 月 29 日

昭和 26 年 12 月 28 日

昭和 31 年 7 月 25 日

昭和 36 年 1 月 28 日

昭和 41 年 7 月 29 日

昭和 45 年 1 月 30 日

昭和 48 年 7 月 30 日

昭和 50 年 1 月 30 日

昭和 57 年 2 月 26 日

昭和 58 年 2 月 25 日

昭和 61 年 2 月 27 日

昭和 63 年 2 月 26 日

昭和 63 年 4 月 1 日

平成元年 6 月 29 日

平成元年 8 月 1 日

平成 3 年 6 月 27 日

平成 6 年 6 月 29 日

平成 8 年 6 月 27 日

平成 11 年 6 月 29 日

平成 12 年 6 月 29 日

平成 14 年 6 月 27 日

平成 15 年 6 月 27 日

平成 16 年 6 月 29 日

平成 18 年 6 月 29 日

平成 20 年 6 月 27 日

平成 21 年 6 月 26 日

平成 22 年 1 月 6 日

平成 24 年 6 月 28 日

平成 25 年 6 月 27 日

平成 29 年 10 月 1 日

令和元年 6 月 26 日

令和 4 年 6 月 28 日

令和 5 年 3 月 2 日